

IICP 退職給付会計 主要3基準比較表

最終改訂日：2011/5/11

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
割引率	<p>・高格付社債または国債の利回り</p> <p>【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <p>・原則：「給付見込支払日までの期間(ごとの複数の割引率)」</p> <p>・容認：「給付見込支払時期及び金額を反映(した単一の加重平均割引率)」</p>	<p>・原則：高格付社債利回り</p> <p>・例外：国債利回り(十分な社債市場がない場合)</p> <p>(IAS19 第78項)</p> <p>(注：09年8月公表の割引率に関するIAS19 改正公開草案にて、上記例外規定を削除する改正が提案されたが、09年10月に改正の見送りを決定)</p>	<p>・年金給付が実際に清算される利率</p> <p>(例示)</p> <p>・優良確定利付投資の収益率</p> <p>・PBGC 利率</p> <p>(ASC715-30-35-43/旧 FAS87-44)</p>
	<p>・原則：給付見込支払日までの平均期間(平均年金支給期間を加味)</p> <p>・容認：平均残存勤務期間に近似した年数</p>	<p>・給付見込支払日までの期間(給付見込支払時期、金額、通貨を反映する単一の加重平均割引率も可)</p> <p>(IAS19 第80項)</p>	<p>・給付見込支払日までの期間</p> <p>(ASC715-30-35-43、44/旧 FAS87-44、44A)</p>
	<p>・B/S 日</p> <p>(注：08年7月の会計基準改正により、09年4月1日以降開始する事業年度の期末 PBO から「債券利回りの過去平均値を使用した割引率の設定」を禁止)</p>	<p>・B/S 日</p> <p>(IAS19 第78項)</p> <p>【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <p>・昇給率は、確実なものに限定せず、予想される要素(ベア含む)を考慮して算定する</p> <p>⇒これに伴い「予定昇給率」を「予想昇給率」へ名称変更</p>	<p>・B/S 日</p> <p>(ASC715-30-35-44/旧 FAS87-44A)</p>
昇給率	<p>・確実に見込まれるものを合理的に推定して算定</p> <p>・将来における給与水準の変動(ベア)は、確実かつ合理的に推定できる場合以外は含めない</p>	<p>・インフレ、年功、昇進等の見積りも考慮して算定</p> <p>(IAS19 第84項)</p>	<p>・インフレ、年功、昇進等の見積りも考慮して算定</p> <p>(ASC715-30-35-31/旧 FAS87-46)</p>
期待収益率	<p>・各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率</p>	<p>・期首現在における、関連する債務の全期間にわたる収益に関する市場の予想を基礎として決定される期待収益率</p> <p>(IAS19 第106項)</p>	<p>・期首現在及び今後再投資予定の制度資産から期待される長期の平均収益率</p> <p>(ASC715-30-35-47/旧 FAS87-45)</p>
基礎率の重要性	<p>・割引率</p> <p>:10%重要性基準あり</p> <p>(08年7月の会計基準改正後も存続)</p> <p>・期待運用収益率、退職率、昇給率等</p> <p>:重要な影響なければ見直さなくても可</p> <p>(但し、財政再計算時の基礎率見直しは要反映)</p>	<p>—</p> <p>【10年3月公表日本基準公開草案】</p> <p>・期待収益率の設定対象期間が「短期」ではなく、「長期(年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの時期)」であることを明確化</p> <p>⇒これに伴い「期待運用収益率」を「長期期待運用収益率」へ名称変更</p>	<p>—</p> <p>【10年4月公表IAS19改正公開草案】</p> <p>以下のように変更することを提案</p> <p>・期待収益率を廃止</p> <p>・純利息費用「=確定給付負債×割引率」を財務費用として計上</p> <p>(注：基本的に「確定給付負債=PBO-年金資産」となるが、アセットシーリングによる影響額があればこれを考慮する必要あり)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
測定日	<p>・原則:B/S 日</p> <p>・容認:B/S 日前のデータ等を利用した以下①又は②の方法も可</p> <p>① B/S 日前の一定日をデータ等の基準日として PBO 等を算定し、データ等の基準日から B/S 日までの期間の勤務費用等を適切に調整して B/S 日現在の PBO 等を算定する方法</p> <p>② データ等の基準日を B/S 日前の一定日とするが、当該一定日から B/S 日までの期間の退職者等の異動データを用いてデータ等を補正し、B/S 日における PBO 等を算定する方法</p> <p>(但し、いずれの場合も、基礎率やデータ等に重要な変動があった場合、B/S 日で PBO を再計算する必要あり)</p>	<p>・原則:B/S 日</p> <p>・容認:B/S 日で算定した場合と重要な差異が無いよう定期的に算定</p> <p>(但し、上記容認規定を採用した場合、B/S 日までの重要な取引及び他の重要な状況の変化(市場価格及び利率の変動を含む)があれば、算定結果を更新する必要あり)</p> <p>(IAS19 第 57 項)</p>	<p>・B/S 日</p> <p>(見積りを必要とする他の財務諸表項目と同様、多くの情報を B/S 日前の一定日現在で準備し、以後の後発事象(例:従業員の勤務)を考慮して予測計算することもありうる)</p> <p>(ASC715-30-35-62~67/旧 FAS87-52)</p> <p>(注:B/S 日以前 3 ヶ月以内の一定日を測定日とする規定は SFAS158 の適用により 08 年 12 月 15 日以降に終了する年度から廃止)</p>
債務評価方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式の一種である予測単位積増方式	発生給付評価方式の一種である予測単位積増方式
期間配分方法 (期間帰属方法)	<p>・原則:期間定額基準</p> <p>・容認:各期の労働の対価が合理的に反映されている場合には、給与基準、支給倍率基準、ポイント基準が認められる</p>	<p>・原則:給付算定式に従う方法 (支給倍率基準、ポイント基準)</p> <p>・例外:給付算定式が著しく後加重である場合、定額法で補正</p> <p>(IAS19 第 67 項)</p>	<p>・原則:給付算定式に従う方法 (支給倍率基準、ポイント基準)</p> <p>・例外:給付算定式が著しく後加重である場合、定額法で補正</p> <p>(ASC715-30-35-34~38/旧 FAS87-40~42)</p>
B/S 負債計上額	<p>退職給付引当金 = PBO - 年金資産 - 未認識債務</p> <p>【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <p>・未認識債務を B/S 上即時認識し、B/S 負債計上額を以下の金額とする</p> <p>・退職給付に係る負債 = PBO - 年金資産</p> <p>⇒これに伴い「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」へ、「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」へ変更</p>	<p>確定給付負債(給付建負債) = PBO - 年金資産 - 未認識債務</p> <p>(但し、アセットシーリングの影響により調整するケースあり)</p> <p>(IAS19 第 54 項)</p> <p>【10年4月公表IAS19改正公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <p>・未認識債務を B/S 上即時認識し、B/S 負債計上額を以下の金額とする</p> <p>・確定給付負債 = PBO - 年金資産</p> <p>(但し、アセットシーリングの影響により調整するケースあり)</p>	<p>年金給付負債 = PBO - 年金資産</p> <p>(注:SFAS158 の適用により 06 年 12 月 15 日以降に終了する年度から従来の未認識債務は、B/S 上、累積その他の包括利益(AOCI)としてオンバランスされている)</p> <p>(ASC715-30-25-1/旧 FAS87-35、旧 FAS158-4)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
会計基準変更時差異 (移行時債務)	<p>「適用日現在の PBO-制度資産」と「従来の負債計上額」との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 年以内の一定年数で定額法により償却 <p>【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 未認識債務を B/S 上即時認識 <p>⇒会計基準変更時差異の未処理額を B/S 上、「その他の包括利益累計額(AOCI)」としてオンバランス(注:リサイクルあり)</p>	<p>「適用日現在の PBO-制度資産-過去勤務費用」と「従来の負債計上額」との差額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【IAS19 の適用により負債が減る場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> IAS8 に従い直ちに認識 <p>(F/S 表示期間の最初の期間の期首剰余金残高を遡及修正、かつ、各期間の数値も遡及修正)</p> <p>【IAS19 の適用により負債が増える場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> IAS8 に従い直ちに認識(同上) 又は 5 年以内の一定の年数で定額法により償却 <p>(IAS19 第 154~156 項)</p>	<p>「適用日現在の PBO-制度資産」と「従来の負債計上額」との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均残存勤務年数で定額法により償却 平均残存勤務年数が 15 年未満の場合は 15 年で定額法により償却可 一括償却は不可 <p>(制度の大半が退職者である場合、平均残存勤務年数に代えて、平均余命期間で償却)</p> <p>(旧 FAS87-77)</p>
	P/L 未認識項目の B/S 上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> オフバランス <p>【10年4月公表 IAS19 改正公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <ul style="list-style-type: none"> B/S 及び純利益で即時認識(オンバランス) <p>(改正基準適用時⇒IAS8 に従い F/S 表示期間の最初の期間の期首剰余金残高を遡及修正、かつ、その後の各期間の数値も遡及修正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オフバランス
過去勤務債務 (過去勤務費用)	<ul style="list-style-type: none"> 定額法(推奨されないが定率法も可) 平均残存勤務年数内の一定の年数で、定額法により償却(一括償却も可) 退職した従業員に係るものは、これを区分して一括償却可 	<ul style="list-style-type: none"> 定額法 権利確定部分(=将来の雇用を条件としない給付部分)については、一括償却 権利未確定部分については、発生時から給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり償却 <p>(IAS19 第 96~101 項)</p> <p>(注:将来勤務部分の給付減額については縮小として処理する)</p> <p>(IAS19 第 111A 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定額法 個人別の残存勤務期間又は平均残存勤務期間にわたり償却(加速償却も可) 制度の大半が退職者である場合、平均余命期間にわたり償却 <p>(ASC715-30-35-11~14/旧 FAS87-25~27)</p>
	P/L 未認識項目の B/S 上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> オフバランス <p>【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 未認識債務を B/S 上即時認識 <p>⇒未認識過去勤務費用を B/S 上、「その他の包括利益累計額(AOCI)」としてオンバランス(注:リサイクルあり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オフバランス <p>【10年4月公表 IAS19 改正公開草案】 以下のように変更することを提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利未確定部分の過去勤務費用についても B/S 及び純利益で即時認識(オンバランス) <p>(改正基準適用時⇒IAS8 に従い F/S 表示期間の最初の期間の期首剰余金残高を遡及修正、かつ、その後の各期間の数値も遡及修正)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
数理計算上の差異 (保険数理上の差損益)	償却方法 ・ 定額法または定率法 ・ 平均残存勤務年数以内の一定年数で費用認識 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【10年3月公表日本基準公開草案】 以下のように変更することを提案 ・未認識債務をB/S上即時認識 ⇒未認識数理計算上の差異をB/S上、「その他の包括利益累計額(AOCI)」としてオンバランス(注:リサイクルあり) </div>	・定額法 下記①～④何れかの方法を継続適用 ① 回廊(PBOと年金資産、何れか大きい金額の10%相当額)を超える未認識数理差異を平均残存勤務年数で償却する方法 ② 回廊を超える未認識数理差異を、上記よりも早期に償却する規則的な方法 ③ 回廊の範囲内にある金額も含めて上記の規則的な方法により償却する方法 ④ 発生時に、その他の包括利益(OCI)を通じて、B/S利益剰余金で認識する方法(リサイクルなし) (IAS19第92～93D項) <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffccff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【10年4月公表IAS19改正公開草案】 以下のように変更することを提案 ・上記①～③の方法を廃止し、④の方法に一本化 (改正基準適用時⇒IAS8に従いF/S表示期間の最初の期間の期首剰余金残高を遡及修正、かつ、その後の各期間の数値も遡及修正) </div>	・定額法 下記①、②何れかの方法を継続適用 ① 回廊(PBOと年金資産、何れか大きい金額の10%相当額)を超える未認識数理差異を平均残存勤務年数で償却する方法 ② 上記①よりも早期に償却する規則的な方法 【②の方法を採用するための条件】 A.①による償却額の方が大きい場合は①による償却を実施 B.継続して適用 C.利得と損失双方に同じように適用 D.使用した方法を開示 ・ 制度の大半が退職者である場合、平均余命期間にわたり償却 (ASC715-30-35-24/旧FAS87-32)
	P/L未認識項目のB/S上の取扱い ・オフバランス	・上記①～③の場合、P/L上未だ認識されていない未認識数理差異は、B/S上もオフバランス (上記④の場合、B/S上オンバランスーリサイクルなし)	・P/L上、純利益で未だ認識されていない未認識数理差異は、B/S上、累積その他の包括利益(AOCI)としてオンバランス (注:リサイクルあり)
年金資産の評価方法	B/S日における公正な評価額	B/S日における公正価値 (IAS19第54項)	① B/S日における公正価値 又は、 ② 公正価値の変動を5年以内に合理的に反映する方法により評価した価値 (ASC715-30-35-50/旧FAS87-30、49)
退職給付信託	退職給付に充てる目的の信託財産は、一定の要件を満たしているとき、制度資産として認定	—	年金信託財産が一定の要件を満たしているとき、制度資産として認定 (ASC715-60-55-26/旧EITF93-3)

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p>資産計上の制限 (アセットシーリング)</p>	<p>— (05年3月における「退職給付会計基準」の改正により、未認識年金資産概念が廃止され、退職給付引当金残高がマイナスとなる場合には、その全額を前払年金費用に計上できることとなった)</p>	<p>・下記①と②の合計額を資産計上の上限とする(IAS19 第58項)</p> <p>① 未認識数理差損(益であればゼロ) + 未認識過去勤務費用</p> <p>② 利用可能な経済的便益(制度からの資産返還額・将来掛金の減少額)</p> <p>但し、上記規定により資産計上が制限されている期間においては、新たに数理差損及び過去勤務費用が発生しても、遅延認識せず即時認識する</p> <p>(注:新たな数理差損又は過去勤務費用の発生により、上記①の金額の増加を通じて収益を計上してしまうことを回避するため)</p> <p>(IAS19 第58A項)</p> <p>【参考:07年7月IFRIC14号公表(経済的便益の定義及び算定方法を明確化)】</p> <p>(A) 経済的便益(制度からの資産返還額) : 資産返還見込額－返還に伴うコスト</p> <p>(B) 経済的便益(将来掛金の減少額) : (将来の勤務費用－将来の標準掛金)の現在価値 (対象期間: 制度の予想存続期間)</p> <p><最低積立要件></p> <p>・③特別掛金の現在価値 ≤ (①+②)の場合 ⇒ 資産計上の上限額 = 「(①+②)－③」</p> <p>・③特別掛金の現在価値 > (①+②)の場合 ⇒ 確定給付負債が「③－(①+②)」を下回っている場合に限り、「③－(①+②)」まで負債を追加計上 (資産を計上している場合は先に資産をゼロまで減額)</p> <p>(注: 特別掛金、標準掛金の現在価値算定のための基礎率は PBO 算定時の基礎率と同一にする必要あり)</p>	<p>—</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p style="text-align: center;">定義</p>	<p>・複数の事業主が共同で設立した一つの企業年金制度</p>	<p>・掛金建又は給付建の企業年金制度のうち、以下①及び②何れの要件も満たす制度</p> <p>① 共通の支配下でない複数の企業による拠出資産をプールしている</p> <p>② 当該資産を複数の企業の従業員に給付するために使用するものであって、掛金や給付の水準が当該従業員を雇用する事業主と関係なく決定される</p> <p>(IAS19 第 7 項)</p>	<p>・互いに関連していない複数の事業主が拠出する制度のうち、以下①及び②何れの要件も満たす制度</p> <p>① 事業主が拠出した資産が分別管理されていない</p> <p>② ある事業主の従業員に対する給付にのみ使用するという制限が設けられていないため、当該事業主が拠出した資産が他の事業主の従業員に対する給付に充てられる可能性がある</p> <p>(ASC715-80-05-1/旧 FAS87-67)</p>
	<p style="text-align: center;">複数事業主制度</p>	<p style="text-align: center;">会計上の取扱い</p> <p>① 年金資産を合理的に按分できる場合、通常の確定給付型制度と同様に退職給付引当金と退職給付費用の比例持分を算定し、開示する</p> <p>② 年金資産を合理的に按分できない場合、掛金要拠出額を費用処理する</p> <p>(但し、制度全体の給付債務、年金資産、差引額、及び制度全体に占める自社の掛金拠出割合等を注記する必要あり)</p>	<p>① 十分な情報が入手できる場合、年金債務、制度資産、年金費用の比例持分により、通常の給付建制度として会計処理し、開示を行う</p> <p>(IAS19 第 29 項)</p> <p>② 十分な情報が入手できない場合、通常の掛金建制度として会計処理し、以下の事項を追加開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該制度が給付建制度である旨 ・給付建制度として会計処理するための十分な情報を入手できない理由 ・(積立超過又は積立不足が将来の掛金に影響する範囲での)積立超過又は積立不足に関して入手可能な情報、積立超過又は積立不足の算定基礎および事業主に与える影響 <p>(IAS19 第 30 項)</p> <p>③ 加入企業と複数事業主制度との間で、制度の積立超過(又は積立不足)を加入者間でどのように分配するか、契約上の合意がある場合、当該契約から生じる資産又は負債を認識し、その結果生じる収益又は費用を純利益で認識する</p> <p>(IAS19 第 32A 項)</p>
<p>【10年9月公表米国基準改正公開草案】</p> <p>複数事業主制度について、主に以下の項目を追加開示することを提案</p> <p>(1)事業主が参加している制度の数、重要な制度の名称</p> <p>(2)他の事業主の債務について、事業主が責任を負う可能性のある範囲など、重要なリスクに関する開示</p> <p>(3)給付水準の決定方法</p> <p>(4)仮に拠出を止めた場合に直面する可能性のある結果</p> <p>(5)制度全体の制度資産及び ABO</p> <p>(6)掛金拠出額の割合</p> <p>(7)加入員数の割合</p> <p>(8)翌年度の予想掛金拠出額</p> <p>(9)脱退又は解散した場合に要求される支払額</p> <p>(10)上記の情報を入手できない場合はその理由</p>			

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
退職給付費用の 分解表示	<p>・原則、単一の退職給付費用として、営業費用に表示 (臨時巨額の損失等に該当する場合のほか、簡便法から原則法への移行による損益等は特別損益に表示)</p>	<p>・「勤務費用、利息費用、期待運用収益を単一の費用又は収益項目として表示すべきか明示しない」との規定あり (実務上、英国基準 FRS17 第 56 項の影響を受け、期待運用収益及び利息費用を財務損益として表示しているケースあり) (IAS19 第 119 項)</p>	<p>—</p>
	<p>【10 年 4 月公表 IAS19 改正公開草案】</p> <p>以下のように変更することを提案</p> <p>①勤務費用(当期勤務費用、過去勤務費用、縮小損益) ⇒純利益(人件費)に計上</p> <p>②純利息費用(又は純利息収益) = 確定給付負債(注) × 割引率 ⇒純利益(財務費用)に計上 (注:基本的に、「確定給付負債=PBO-年金資産」となるが、アセットシーリングによる影響額があればこれを考慮する必要あり)</p> <p>③再測定 ⇒その他の包括利益に計上</p> <p><再測定の内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度資産に係る収益(利息収益に含まれる部分を除く) ・人口統計上の仮定の変化による数理計算上の差異 ・財務上の仮定の変化による数理計算上の差異 ・通常ではない清算による影響額 ・アセットシーリングによる影響額(純利息費用として表示されている金額を除く) 		
簡便法	<p>あり (原則として 300 名未満の小規模企業については期末自己都合要支給額、責任準備金等を基礎した金額を退職給付債務とみなすことができる)</p>	<p>— (場合によっては、推計、平均及び簡便計算により、詳細な計算の信頼しうる近似値を求め得る) (IAS19 第 51 項)</p>	<p>— (仮に、見積、平均あるいは簡便計算が詳細な計算に要する費用を削減できるならば、それらの使用は、その結果が厳密な適用から得られる結果から乖離していないと合理的に予測される条件付で妥当である) (ASC715-30-35-1/旧 FAS87-10)</p>
企業結合 (取得に該当する場合)	<p>・PBO-制度資産の額を取得原価とする(未認識項目は引継がない) (企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第 67 項)</p>	<p>・PBO-制度資産の額を取得原価とする(未認識項目は引継がない) (IAS19 第 108 項)</p>	<p>・PBO-制度資産の額を取得原価とする(P/L 未認識項目は引継がない) ・制度の清算または縮小が予想される場合には、PBO 算定にあたって考慮する (ASC805-20-25-23、ASC805-20-30-15/旧 FAS87-74)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p>制度間移行等の会計処理 (清算・縮小の会計処理)</p>	<p>清算・縮小の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算、縮小という概念ではなく、制度の終了、大量退職及び給付の大幅減額という概念で整理 ・制度の終了は概ね IAS19 の清算に該当 ・大量退職及び給付の大幅減額は、概ね IAS19 の縮小に該当 <p><制度の終了></p> <p>:退職給付制度の廃止、あるいは、退職給付制度間の移行又は制度の改訂によりPBO がその減少相当分の支払を伴って減少する取引</p> <p><大量退職></p> <p>:工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度のPBO が減少する事象</p> <p><給付の大幅減額></p> <p>:大規模な経営改善計画の一環として行われる退職給付制度の大幅な給付減額改訂</p>	<p><清算></p> <p>:給付建制度の下で支給される給付の一部又は全部について、将来の法的及び推定的債務を解除する取引</p> <p><縮小></p> <p>:企業が従業員数の相当の削減をコミットする取引、あるいは、将来の従業員の勤務が給付に適格とはならず、又は減額された給付のみに適格となるようにする給付建制度の条件の改訂</p> <p>(IAS19 第 111、112 項)</p>	<p><清算></p> <p>:取消不能であって、企業又は年金制度が年金給付債務の主要な責任から解放され、債務及び清算の目的に使用される資産に係る重要なリスクが消滅する取引</p> <p><縮小></p> <p>:従業員の将来の期待勤務期間を大幅に短縮させる、あるいは相当数の従業員の全部又は一部の将来提供サービスに係る給付額を削減する取引</p> <p>(ASC715-30-15-6/旧 FAS88-3、6)</p>
	<p>会計処理を行う時点</p> <p><制度の終了></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部終了:制度廃止日 ・一部終了:新制度の施行日 <p><大量退職></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量退職の原因となる計画が具体的に実行されたという事実(例:大量退職の計画に基づき、退職届を企業が正式に受領したこと)に基づいて、支払等の額が合理的に算定できる日 <p><給付の大幅減額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂日(労使合意の結果、規定等の変更が決定され周知された日) 	<p><清算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算が発生した時点 <p><縮小></p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮小が発生した時点 <p>(IAS19 第 IN6 項(j))</p>	<p><清算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算が生じた時点(上記の定義における要件を全て満たした時点) <p><縮小></p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮小により損失が発生する場合 ⇒縮小の発生が見込まれ、金額を合理的に見積もることができる時点 ・縮小により利益が発生する場合 ⇒縮小に関連した従業員の雇用を終了した時点、制度の停止時点、又は改訂が適用された時点 <p>(ASC715-30-35-94/旧 FAS88-14)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p>制度間移行等の会計処理 (清算・縮小の会計処理)</p>	<p>制度の終了、大量退職、給付の大幅減額のいずれも、以下①及び②の金額を一時の損益として認識</p> <p>① PBO 減少額と支払等との差額</p> <p>② 関連する未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務、会計基準変更時差異の未処理額</p> <p>(②の金額は、減少する PBO の比率等により算定)</p>	<p>・給付建制度の清算または縮小が生じた場合、以下①及び②の金額を一時の損益として認識</p> <p>① PBO 及び制度資産の増減額</p> <p>② 関連する未認識数理差損益、未認識過去勤務費用、未認識移行時債務/資産</p> <p>(②の金額は、増減する PBO の比率等により算定)</p> <p>・なお、将来勤務部分の給付減額については縮小として処理 (過去勤務部分の給付減額については過去勤務費用として処理)</p> <p>(IAS19 第 109、111A、115 項)</p>	<p>・清算の場合、以下の金額を一時の損益として認識</p> <p>① 未認識数理差損益、未認識移行時資産(注:未認識移行時債務及び未認識過去勤務費用は対象外)</p> <p>(①の金額は、増減する PBO の比率等により算定)</p> <p>(但し、「清算の費用(例:従業員に支払われた金額)」が、「当年度の勤務費用と利息費用の合計額」以下の場合、清算損益を認識しないことができる(要継続適用))</p> <p>・縮小の場合、以下①及び②の金額を一時の損益として認識</p> <p>① <PBO が減少かつ未認識数理差損益がある場合> ⇒「PBO 減少額－未認識数理差損益」 <PBO が減少かつ未認識数理差益がある場合> ⇒「PBO 減少額」 <PBO が増加かつ未認識数理差益がある場合> ⇒「PBO 増加額－未認識数理差益」 <PBO が増加かつ未認識数理差損益がある場合> ⇒「PBO 増加額」</p> <p>(注:「未認識移行時資産」は、上記「未認識数理差益」に含める)</p> <p>② 関連する未認識過去勤務費用、未認識移行時債務</p> <p>(②の金額は、将来の期待勤務期間の減少割合により算定)</p> <p>(ASC715-30-35-79～94/旧 FAS88-9～14)</p>
	<p>【10年4月公表IAS19改正公開草案】</p> <p>以下のように変更することを提案</p> <p>①縮小と清算に関する規定はその大部分を廃止する</p> <p>(∵本公開草案における認識と表示に関する改正により、負の過去勤務費用と縮小を区別する必要がなくなり、また、清算は再測定に含まれることになるため)</p> <p>②縮小、通常ではない清算及び制度改正に関する記述的な説明の開示を追加する</p>		

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
有給休暇引当金	—	<p>・短期従業員給付である有給休暇について、以下の時点で費用を認識</p> <p>①累積有給休暇(例: 年次有給休暇) ⇒将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したとき</p> <p>②非累積有給休暇(例: 育児休暇) ⇒休暇が発生したとき</p> <p>・上記①のうち年次有給休暇については様々な見解及び手法がありうるが、当期の労働の対価として翌期首に有休を付与するケースの場合、例えば、「以下 A+B+C の合計日数に1日当たり予想平均給与(注1)を乗じた金額」を当期末に有給休暇引当金として負債計上する</p> <p>A: 当期末時点の翌期繰越有休日数 × 繰越分予想消化率(注2)</p> <p>B: 翌期首付与有休日数 × 新規付与分期中予想消化率</p> <p>C: (翌期首付与有休日数 - B) × 繰越分予想消化率</p> <p>(注1): 1日当たり予想平均給与の算定例 ⇒「予想年間平均給与」÷「年間稼働日数」</p> <p>(注2): 繰越分予想消化率の算定例 ⇒「期首時点の繰越有休日数のうち期中消化した日数(過去3年分の合計)」÷「期首時点の繰越有休日数(過去3年分の合計)」</p> <p>(注3): 新規付与分予想消化率の算定例 ⇒「期首付与有休日数のうち期中消化した日数(過去3年分の合計)」÷「期首付与有休日数(過去3年分の合計)」</p> <p>・その他の長期従業員給付である長期有給休暇(例: 長期勤続休暇)については、確定給付制度と同様に PBO を算定し、会計処理を行う(但し、未認識債務の遅延認識は不可)</p> <p>(IAS19 第 10~16、126~129 項)</p>	<p>・以下①~④の条件を全て満たす場合、従業員に対し将来において支給する給与のうち、有給休暇相当分の金額を負債として計上</p> <p>①従業員により既に提供された役務に基づく金額であること</p> <p>②有給休暇をとる権利が確定または累積するものであること</p> <p>③従業員が有給休暇を消化し、これに対応する給与を支給することが確からしいこと</p> <p>④金額を合理的に見積もることができること</p> <p>・有給休暇引当金として負債計上すべき金額は、左記 IAS19 と基本的に同様</p> <p>(ASC710/旧 FAS43、112、123)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
解雇給付	<p>・早期割増退職金については、労働の提供に伴って発生した退職給付ではなく将来の勤務を放棄する代償や失業期間中の補償等の性質を持っていると考えられる場合、従業員が早期割増退職金制度に応募し、かつ、金額が合理的に見積もられる時点で、当該金額を費用処理する(退職給付会計 Q&A-Q18)</p> <p>・早期割増退職金の費用処理は、大量退職に伴うものか否かにかかわらず、大量退職とは別に会計処理を行う(実務対応報告第2号 Q3)</p>	<p>・解雇給付とは、退職ではなく解雇を原因とした給付であり、次の①、②いずれかの結果として支払うべき従業員給付をいう</p> <p>①通常の退職日前に従業員の雇用を終了するという企業の決定</p> <p>②当該給付を見返りに自発的退職を受け入れるという従業員の決定</p> <p>・企業は、次の①、②いずれかを確約している場合、負債及び費用として認識する</p> <p>①1従業員もしくは従業員グループの雇用を通常の退職日前に終了すること</p> <p>②自発的退職を勧奨するために行った募集の結果として解雇給付を支給すること</p> <p>・解雇給付の期日が期末から12ヶ月以内に到来しない場合、PBOと同じ割引率による割引現在価値を負債計上する</p> <p>・解雇に関する詳細で正式な計画があり、撤回する可能性がない場合、企業は解雇することを明白に確約していると言える ⇒但し、計画には少なくとも次の①～③の内容を含めなければならない</p> <p>①従業員の所在、職能及び大まかな数</p> <p>②職務分類又は職能別の解雇給付</p> <p>③計画を実施する時期</p> <p>・解雇給付は、一時金の他に次の①、②に掲げる事項を含む</p> <p>①従業員給付制度を通じての間接又は直接の退職給付及びその他の退職後給付の引上げ</p> <p>②企業に経済的便益をもたらす勤務を従業員がもはや提供しない場合の特定の通知期間の終了までの給与</p> <p>・「会社都合退職による追加的給付」は解雇給付であるが、「退職理由とは無関係に支払われる離職補償や退職慰労金等」は解雇給付ではなく退職後給付である</p>	<p>・解雇給付とは、解雇を原因とした給付であり、以下①、②がある</p> <p>①特別解雇給付 : 短期間のみ提供される解雇給付</p> <p>②契約上の解雇給付 : 工場閉鎖のような特定の事象が発生した場合のみ計画の条件として支払を要求される解雇給付</p> <p>・①特別解雇給付のうち自発的な退職に伴う部分については、従業員が企業からの特別解雇給付の提示を受け入れ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる時点で負債及び費用を認識する (日本の一般的な早期割増退職金は、自発的な退職に伴う特別解雇給付になる可能性が高いと考えられる。なお、非自発的な特別解雇給付は、伝達日に公正価値に基づき負債計上される。)</p> <p>・②契約上の解雇給付は、従業員が受給資格を得ることが見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる時点で負債及び費用を認識する</p> <p>・上記の①特別解雇給付のうち自発的な退職に伴う部分及び②契約上の解雇給付について、支払方法としては、一時金払い、定期的な将来の支払又はその両方があり、支払手段としては、企業の資産、年金制度、新しい従業員給付制度などがある ⇒これらの負債及び費用は、「一時金支払額」と「将来予測支払額の現在価値」により測定される</p> <p>(ASC715-30-25-9~11、ASC420-10-25-4~13/旧 FAS88-15、旧 FAS146-8~11)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
解雇給付		<ul style="list-style-type: none"> ・自発的退職を勧奨するための申し出を行った場合、当該申し出を受け入れると予想される従業員数を基礎にして解雇給付を測定する ・解雇給付の申し出を受け入れる従業員数に関して不確実性がある場合、IAS37 に従い、可能性がごくわずかな場合を除き、偶発負債として開示する ・IAS1に従い、重要であれば、解雇給付に関する費用の内容と金額を開示する ・IAS24に従い、経営幹部への解雇給付に関する情報を開示する (IAS19 第7項、第132～143項)	

項目	日本基準	国際基準(IA19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p style="text-align: center;">注記事項 (確定給付制度分)</p>	<p>I 企業の採用する退職給付制度</p> <p>II 退職給付債務等の内容</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <p>① 退職給付債務</p> <p>② 年金資産</p> <p>③ 前払年金費用</p> <p>④ 退職給付引当金</p> <p>⑤ 未認識過去勤務債務</p> <p>⑥ 未認識数理計算上の差異</p> <p>⑦ その他(会計基準変更時差異の未処理額)</p> <p>(2)退職給付費用の内訳</p> <p>① 勤務費用</p> <p>② 利息費用</p> <p>③ 期待運用収益</p> <p>④ 過去勤務債務の費用処理額</p> <p>⑤ 数理計算上の差異の費用処理額</p> <p>⑥ その他(会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金、DC・中退共・特退共への拠出額等)</p> <p>(3)退職給付債務等の計算基礎</p> <p>① 割引率、期待運用収益率</p> <p>② 退職給付見込額の期間配分方法</p> <p>③ 過去勤務債務の処理年数</p> <p>④ 数理計算上の差異の処理年数</p> <p>⑤ その他(会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等)</p> <p>(退職給付会計基準6)</p>	<p>(1) 保険数理上の差損益の認識に関する企業の会計方針</p> <p>(2)制度の種類についての一般的説明(推定債務を発生させる非公式の給付慣行がある場合はその慣行の説明を含む)</p> <p>(3) PBO の期首～期末の調整表</p> <p>① 勤務費用</p> <p>② 利息費用</p> <p>③ 制度加入者による掛金拠出額</p> <p>④ 保険数理上の差損益</p> <p>⑤ 企業の表示通貨以外の通貨により表示される制度に関する為替レート変動額</p> <p>⑥ 給付支払額</p> <p>⑦ 過去勤務費用</p> <p>⑧ 企業結合</p> <p>⑨ 縮小</p> <p>⑩ 清算</p> <p>(4) 基金のない制度における PBO の額、及び、全体または一部について基金のある制度における PBO の分析</p> <p>(5) 制度資産(及び資産認識された補填の権利)の期首～期末の調整表</p> <p>① 制度資産の期待収益</p> <p>② 保険数理上の差損益</p> <p>③ 企業の表示通貨以外の通貨により表示される制度に関する為替レート変動額</p> <p>④ 事業主による掛金拠出額</p> <p>⑤ 制度加入者による掛金拠出額</p> <p>⑥ 給付支払額</p> <p>⑦ 企業結合</p> <p>⑧ 清算</p>	<p>(1)PBO の期首～期末の調整表</p> <p>① 勤務費用</p> <p>② 利息費用</p> <p>③ 制度加入者による掛金拠出額</p> <p>④ 数理差損益</p> <p>⑤ 企業の表示通貨以外の通貨により表示される制度に関する為替レート変動額</p> <p>⑥ 給付支払額</p> <p>⑦ 制度変更</p> <p>⑧ 企業結合</p> <p>⑨ 投資の処分</p> <p>⑩ 縮小</p> <p>⑪ 清算</p> <p>⑫ 特別雇用終了給付額</p> <p>(2)制度資産の期首～期末の調整表</p> <p>① 制度資産の実際収益</p> <p>② 企業の表示通貨以外の通貨により表示される制度に関する為替レート変動額</p> <p>③ 事業主による掛金拠出額</p> <p>④ 制度加入者による掛金拠出額</p> <p>⑤ 給付支払額</p> <p>⑥ 企業結合</p> <p>⑦ 投資の処分</p> <p>⑧ 清算</p> <p>(3)制度の積立状況、B/S 認識額</p> <p>・制度資産>PBO の場合 ⇒ 「制度資産-PBO」を固定資産に計上</p> <p>・制度資産<PBO の場合 ⇒ 「PBO-制度資産」を流動負債又は固定負債に計上</p> <p>(注:流動負債計上額=「翌期 1 年間又は営業循環期間が 1 年超の場合はその期間」に支払う給付予測額の現在価値-制度資産の公正価値)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p style="text-align: center;">注記事項 (確定給付制度分)</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>(1) 代行返上関連</p> <p>① 将来分返上の認可年度～過去分返上認可年度の直前年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来分返上認可日 ・返還相当額(最低責任準備金) ・期末日に支払を行ったと仮定した場合の損益見込額 <p>② 過去分返上の認可年度または返還年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可された旨または返還した旨 ・損益に与えている影響額 <p>(退職給付会計実務指針第 44-3 項)</p> <p>(2) 一時金から DC へ移行する場合の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置を適用している旨 ・影響額 <p><経過措置></p> <p>:一時金から DC へ移行する場合に、本来一括処理すべき会計基準変更時差異を残存費用処理年数又は分割拠出年数の何れか短い年数で償却し続けることを容認する措置</p> <p>(企業会計基準適用指針第 1 号第 15 項)</p> <p>(3) 規程の改訂が当期中に行われたが、施行日が翌期首であり、終了損益を翌期に計上する場合における影響額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌期の損益に与える影響額 <p>(注: 終了損失の発生可能性が高く、金額を合理的に見積ることができる場合は、当期に終了損失を計上する。この場合、上記注記は不要。)</p> <p>(実務対応報告第 2 号 Q1、Q2)</p>	<p>(6) B/S で資産及び負債として認識されている PBO と制度資産の調整表</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未認識保険数理上の差損益 ② 未認識過去勤務費用 ③ 資産計上の制限規定(第 58 項(b))により資産として認識されなかった金額 ④ 資産として認識された補填の権利の公正価値 ⑤ B/S で認識したその他の金額 <p>(7) 以下の各項目について P/L で認識した費用の合計額及びそれが含まれる P/L 項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 勤務費用 ② 利息費用 ③ 制度資産の期待収益 ④ 資産として認識された補填の権利の期待収益 ⑤ 保険数理上の差損益 ⑥ 過去勤務費用 ⑦ 清算又は縮小の影響額 ⑧ 資産計上の制限規定(第 58 項(b))により資産として認識されなかった金額による影響額 <p>(8) 以下の各項目について包括損益計算書におけるその他の包括利益として認識された金額の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険数理上の差損益 ② 資産計上の制限規定(第 58 項(b))により資産として認識されなかった金額 <p>(9) 包括損益計算書におけるその他の包括利益として認識された保険数理上の差損益の累計額</p>	<p>(4) 制度資産に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資方針及び投資戦略(目標資産配分割合含む) ② 制度資産の主要区分ごとの公正価値 ③ 長期期待収益率の決定に使用した基礎 ④ 公正価値を測定するために使用したインプットと評価技法を評価するための次の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・公正価値ヒエラルキーのレベル ・使用した評価技法とインプット、及び期中における評価技法とインプットの変更にする説明 ・レベル3を使用した制度資産の公正価値の期首～期末の調整表及び下記内訳 <ol style="list-style-type: none"> i) 実際運用収益のうち期末日時点保有資産に関連した金額および当期中の売却資産に関連した金額 ii) 購入、売却及び清算 iii) レベル3の中へ、又は外への振替額 <p>(注: 08 年 12 月公表の FSP「FAS132(R)-1」により、上記(4)が拡充された)</p> <p>(5) ABO(累積給付債務)</p> <p>(6) 将来の予測給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後 5 年間の各年度毎の予測給付額 ・6 年目以降 5 年間の予測給付額の合計 <p>(7) 翌期における掛金拠出額の見積額</p> <p>(8) 純期間給付費用の認識額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 勤務費用 ② 利息費用 ③ 制度資産の期待収益 ④ 数理差損益 ⑤ 過去勤務費用 ⑥ 移行時債務 ⑦ 清算または縮小による損益

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p style="text-align: center;">注記事項 (確定給付制度分)</p>	<p>(4)厚生年金基金が政府から受け取る交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の額 <p>(退職給付費用から交付金を控除し、退職給付費用の内訳項目として注記)</p> <p>(実務対応報告第 22 号)</p> <p>(5)関連当事者取引</p> <p>(事業主と企業年金の間における掛金拠出取引以外の重要な取引がある場合にのみ下記項目を注記する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金の概要 ・取引内容 ・取引金額 ・取引条件及び取引条件の決定方針 ・取引による債券債務の期末残高 ・その他 <p><参考:重要な取引の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基金が個別指図による運用を行い、会社と直接取引を行う場合 ② 厚生労働大臣の承認を受けて基金が事業主から借入を行う場合 ③ 退職給付信託財産の入替え及び返還を行う場合 <p>(関連当事者に関する会計基準第 5、23 項)</p>	<p>(10)主な種類の制度資産の公正価値の金額及び制度資産総額に占める割合</p> <p>(11)制度資産の公正価値に含まれる以下の項目の金額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 報告企業が発行する金融商品 ② 報告企業により占有されている不動産又は使用されているその他の資産 <p>(12)制度資産全体の期待収益率の算定方法</p> <p>(13)制度資産の実際収益及び資産として認識された補填の権利の実際収益</p> <p>(14)B/S 日現在で使用している主要な数理計算上の仮定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 割引率 ② F/S において表示された各期間に関する制度資産の期待収益率 ③ F/S において表示された各期間に関する資産として認識された補填の権利の期待収益率 ④ 予定昇給率 ⑤ 使用した他の全ての重要な数理計算上の仮定 	<p>(9)その他の包括利益計上額関連</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その他の包括利益の認識額(以下の項目の当期発生額のうち、当期の純期間給付費用として認識されなかった額) <ul style="list-style-type: none"> ・数理差損益 ・過去勤務費用 ② その他の包括利益の再分類による修正額(その他の包括利益累積額に含まれていた以下の項目の金額のうち、当期の純期間給付費用として認識された額) <ul style="list-style-type: none"> ・数理差損益 ・過去勤務費用 ・移行時債務 ③ 純期間給付費用として未だ認識されていないその他の包括利益累積額中の下記項目の金額 <ul style="list-style-type: none"> ・数理差損益 ・過去勤務費用 ・移行時債務 <p>(10)PBO 及び純期間給付費用を算定するために使用した基礎率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引率 ・昇給率 ・長期期待収益率 <p>(11)制度資産の公正価値に含まれる以下の項目の金額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業主及び関連当事者が発行する証券の種類と金額 ② 事業主及び関連当事者によって発行された保険契約で支払われる制度加入者の将来の年間給付概算額 <p>(12)事業主又は関連当事者と制度との間で、当期中に重要な取引がある場合は当該取引</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
<p>注記事項 (確定給付制度分)</p>	<p>▲ ⋮</p> <p>【10年3月公表日本基準公開草案】</p> <p>注記事項を以下のように変更することを提案</p> <p>(1)退職給付の会計処理基準に関する事項</p> <p>(2)企業の採用する退職給付制度の概要</p> <p>(3)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>(4)年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>(5)退職給付債務及び年金資産とB/Sで計上された「退職給付に係る負債(又は資産)」への調整表</p> <p>(6)退職給付に関連する損益</p> <p>(7)その他の包括利益で計上された「未認識債務当期発生額及び組替調整額」の内訳</p> <p>(8)その他の包括利益累計額に計上された未認識債務の内訳</p> <p>(9)年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む)</p> <p>(10)数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>(11)その他退職給付に関する事項</p>	<p>(15)以下の項目に関する当期及び過去4期分の金額</p> <p>① PBO、制度資産、積立超過又は積立不足</p> <p>② 下記項目について発生する実績との調整額(=基礎率変更以外の要因による保険数理上の差損益)</p> <p>・B/S日現在の制度負債の金額又は比率</p> <p>・B/S日現在の制度資産の金額又は比率</p> <p>(16)翌期における掛金拠出額の最善の見積額</p> <p>(17)IAS24「関連当事者についての開示」により要求される場合には、以下の項目</p> <p>①制度との関連当事者取引</p> <p>②重要な役職者への退職給付</p> <p>(IAS19第120、121、124項)</p>	<p>(13)数理差損益及び過去勤務費用について代替的償却方法を採用している場合はその方法</p> <p>・過去勤務費用:個人別の残存勤務期間での償却に代えて、全員の平均残存勤務期間による償却が容認されている。</p> <p>・数理差損益:回廊を超える未認識数理差異を平均残存勤務年数で償却する方法に代えて、より早期に償却する規則的な方法が容認されている。</p> <p>(14)PBO 算定の基礎とした実質的な約定があればその約定</p> <p>(例:定例的な過去の給付増額の慣例や履歴など)</p> <p>(15)雇用終了給付を行う場合、雇用終了給付に関する費用及び当該事象の内容</p> <p>(16)PBO 及び制度資産の重要な増減の内容</p> <p>(他の開示事項により明らかにされていない場合のみ)</p> <p>(17)その他の包括利益累計額のうち、翌年度の純期間給付費用として認識される予定の以下の項目の金額</p> <p>・数理差損益</p> <p>・過去勤務費用</p> <p>・移行時債務</p> <p>(18)翌期1年間又はそれより長い場合には営業循環期間中に、事業主に返還されると予測する制度資産の金額とその返還時期</p>
	<p>【10年4月公表IAS19改正公開草案】</p> <p>主に以下の項目を追加開示することを提案</p> <p>(1)感応度分析を含むリスクに関する情報</p> <p>(2)人口統計上の数理計算上の仮定を決定するプロセスに関する情報</p> <p>(3)予想される昇給の影響を除外した退職給付債務の現在価値(ABO)</p> <p>(4)資産と負債のマッチング戦略に関する情報</p> <p>(5)将来5年間の掛金と勤務費用の間の大きな差異の原因となる可能性となる要因</p> <p>(6)複数事業主制度に関する情報(確定給付制度として処理している場合を含む)</p> <p>(7)制度資産のうち株式、債券に関する活発な市場の有無</p> <p>(8)再測定の内訳の注記</p> <p>主に以下の項目を廃止することを提案</p> <p>(1)5年分のPBO、制度資産、実績による修正額の注記</p> <p>(2)翌期における掛金拠出予想額の注記</p>		<p>(ASC715-20-50-1~4/旧 FAS132R-5、旧 FAS158-7)</p>

項目	日本基準	国際基準(IAS19)	米国基準[FASB-ASC715(旧 FAS87 等)]
IFRS 初度適用時の取扱い	<p>基本的考え方</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準又は米国基準を適用している日本企業が IFRS を採用する場合、基準変更による差額を IAS19 における会計基準変更時差異として処理するのではなく、IFRS1(初度適用)に従って遡及修正処理する <p style="text-align: center;">↓</p> <p><IFRS1(初度適用)の基本的考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則：会社設立当初から IFRS を適用していたと仮定した場合の IFRS 移行日現在の B/S(=IFRS 開始 B/S)を作成 容認：実務上の負担等を考慮した免除規定あり 		
	<p>開示書類</p> <p><IFRS 初度適用年度において必要となる開示書類></p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS ベースの B/S：IFRS 移行日(=前々期末)、比較 B/S 日(=前期末)、報告日(=当期末) IFRS ベースの P/L 等：比較報告期間(=前期)、最初の IFRS 報告期間(=当期) <p>(注:「P/L 等」=「包括利益計算書、持分変動計算書、C/F 計算書、注記」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準又は米国基準ベースの B/S：IFRS 移行日(=前々期末)、比較 B/S 日(=前期末)、報告日(=当期末) 日本基準又は米国基準ベースの P/L 等：比較報告期間(=前期)、最初の IFRS 報告期間(=当期) <ul style="list-style-type: none"> 日本基準ベース又は米国基準ベースの F/S から IFRS ベースの F/S への調整表： <ul style="list-style-type: none"> ⇒ B/S：IFRS 移行日(=前々期末)、比較 B/S 日(=前期末) ⇒ P/L：比較報告期間(=前期) 		
IFRS 初度適用時の取扱い	<p>会計処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準又は米国基準ベースの IFRS 移行日時点の B/S における利益剰余金から、以下「①-②」の金額を差し引き、同額を負債計上する(+税効果の処理)ことにより IFRS 開始 B/S を作成 <p>①=IFRS 移行日時点における IAS19 ベースの「PBO-制度資産-未認識過去勤務債務-未認識数理計算上の差異(下記免除規定 A 参照)」</p> <p>②=IFRS 移行日時点における日本基準ベースの「PBO-制度資産-未認識過去勤務債務-未認識数理計算上の差異-会計基準変更時差異の未処理額」又は</p> <p>②=IFRS 移行日時点における米国基準ベースの「PBO-制度資産」</p>		<p>【10年4月公表 IAS19 改正公開草案】</p> <p>免除規定のうち、A(IFRS1-D10 項)と B(IFRS1-D11 項)を廃止することを提案</p> <p>(・他の改正提案により免除規定の存在意義がなくなるため)</p>
	<p>免除規定</p> <p>A：未認識数理計算上の差異は、仮に IFRS 移行後に遅延認識を行なう場合であっても、未認識数理計算上の差異残高を移行日時点で全額認識したもの(=残高ゼロ)として取り扱うことができる (IFRS1-D10 項)</p> <p>B：IAS19 第 120A 項(p)による、PBO、年金資産等の報告日時点及び過去4年分の注記額のうち、IFRS 移行日より前2年分の金額の注記は不要 (IFRS1-D11 項)</p> <p>C：IFRS 初度適用時において、計3時点(IFRS 移行日、比較B/S日、報告日)のPBOが必要となるが、3時点のうち1時点又は2時点の正確なPBOを算定し、残りの時点のPBOについては、正確なPBOからロールフォワード(転がし補正)又はロールバック(逆転がし補正)により算定できる</p> <p>⇒但し、補正期間における利子率(割引率)等の変動など重要な事象や重要な取引を反映させる必要あり</p> <p>(IFRS1-BC51 項、IAS19 第 57 項)</p>		
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の基準日(IFRS 移行日、比較B/S日)におけるPBOを遡って算定する場合の保険数理上の仮定は、日本基準等による当該時点のPBO算定にあたって使用した保険数理上の仮定と首尾一貫したものにする必要あり (IFRS1-IG19 項) 過去の基準日以降の発生事象(例:実績退職者数など)を当該時点のPBOに反映してはならない (IFRS1-IG20 項) 		

【注意事項】

本資料は、退職給付会計について日本基準、国際基準 (IAS19) 及び米国基準 (FASB - ASC715/旧 FAS87 等) の相違に関する基本的な理解に資することを目的として作成されたものです。実務への適用にあたっては、必ず原文をご確認下さい。